

謹啓 春暖の候、皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当事務所は、令和5年4月3日より、藤田直介弁護士を、当事務所所属弁護士【シニアフェロー】としてお迎えすることになりましたことをご報告申し上げます。

藤田直介弁護士は、早稲田大学法学部を主席で卒業され司法試験に合格、司法研修所（39期）を卒業後は国内有数の大手渉外法律事務所に就職、同事務所パートナーを経て、米国大手法律事務所の日本法人代表パートナー、世界有数の投資銀行であるゴールドマン・サックス証券の日本法人法務部長、我が国の年金基金の投資運用を行う年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の法務部長などを歴任され、本年4月より当事務所に合流いただくこととなりました。藤田直介弁護士は、上記のようなグローバルで活躍する専門家中心の大規模組織において、類まれなリーダーシップを発揮され、かつ、極めて優秀な法律家として組織内外から高い評価を受けた、まさに日本を代表する国際的弁護士です。

私や私共の事務所は、藤田直介弁護士の合流により、当事務所の依頼者の皆様に対してグローバルかつ高度なサービスを提供できることとなります。また、その経験と能力を注入・助力いただくことで、私を含めた所属弁護士の成長につながるものと確信しております。そして何よりも、私自身、藤田直介弁護士の人としての優しさと素晴らしい人間性に惚れ込むとともに、経営に寄り添うという当事務所の基本姿勢に共感いただき、当事務所への合流を心より歓迎する次第です。

また、平成28年12月から当事務所にて経験を積んできました林健太弁護士は、本年4月1日より、子育てと職務の両立を果たすため、ご家族に縁のある仙台に移住し、仙台の晩翠法律事務所に転籍し、弁護士人生の新たな一歩を踏み出すこととなりました。

林健太弁護士は、多様な企業法務、事業再生案件及び一般民事事件等を幅広く担当し、持前の明るさと丁寧な仕事で、最善の解決方法を求め依頼者の皆様のご期待に応えて参りました。また、常に自己研鑽を怠らず、当事務所にご依頼される難しい案件にも粘り強く取り組み、同僚からも信頼のおける素晴らしい弁護士に成長しました。今後は、新事務所にてこれまでの経験を活かしつつ、新たな分野にも挑戦し、更なる成長を遂げるものと確信しております。

仙台の晩翠法律事務所の所長 菅野修弁護士や事務所の皆様とは、青森県のバス会社をはじめ東北での案件でご協力を頂いて参りましたが、今後は林健太弁護士の同事務所への転籍を契機に晩翠法律事務所と当事務所は更なる連携を図り、相互に協力体制を整えて参ります。

私たち高橋修平法律事務所は、藤田直介弁護士の合流と林健太弁護士のさらなる飛躍を当事務所自身の大きな成長の機会と捉え、あらためて事務所の原点である【依頼者や関係者がどのような局面にあらうとも、いかなる困難や課題に直面しようとも、しっかりと寄り添いながら、全力で解決のために取り組み、経営レベルのさらなる向上に寄与する】ため、所員一同さらに精進を重ねてまいります。

皆様には、今後とも変わらぬご交誼・ご指導を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

謹 白

令和5年4月吉日

高橋修平法律事務所

弁護士 高橋修平

東京都中央区京橋三丁目3番2号

小松ビル2階

(〒104-0031)

TEL:03-6903-3210 FAX:03-6903-3630

mail: office@shuheilaw.jp

mail: s.takahashi@shuheilaw.jp

謹啓 春陽の候、皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、令和5年4月よりシニアフェロー弁護士として高橋修平法律事務所に参加する藤田直介と申します。

ここ10数年は、ゴールドマン・サックス証券法務部長、年金積立金管理運用独立行政法人法務室長として、多くの法律事務所に案件を依頼する立場にありました。私が依頼者として法律事務所に求めたのは、依頼者が抱えるユニークな悩み・課題に寄り添う「共感力」と、法務という枠を超えた「総合的な課題解決力」でした。弁護士登録35年目の節目を迎え、特定の組織を離れ弁護士として広くお役に立ちたいという思いを強めていたとき、共感力・課題解決力を兼ね備えた高橋修平法律事務所と出会い、仲間（フェロー）として参加させていただくこととなりました。

経験としては、投資を含む金融・ファイナンス、特に海外案件については長年研鑽を積んでまいりました。組織内弁護士としては、取引法務に加え、法務機能の構築・強化をはじめとするガバナンス、さらに不祥事対応を含む危機管理業務に取り組んでまいりました。皆様の課題解決にお役に立てるよう、高橋修平法律事務所の一員として取組み、パートナーとしてご信頼いただけるよう、誠心誠意務める所存です。

今後ともご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。まずは、略儀ながら書中にてご挨拶申し上げます。

謹 白

令和5年4月吉日

弁護士 藤田直介

mail : n.fujita@shuheilaw.jp

拝啓 春和の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、私こと林健太は、平成28年の弁護士登録以来、高橋修平法律事務所の一員として弁護士業務に取り組んでまいりましたが、この度、高橋修平先生のお許しをいただき、同事務所から、本年4月1日より仙台の晩翠法律事務所に転籍・入所することとなりました。

これまで高橋修平先生をはじめ諸先生方のご指導のもと、企業法務案件を中心に、企業再生案件及び一般民事事件など様々な案件に取り組んで参りました。その過程では、法的な知識や実務経験の習得にとどまらず、弁護士としての心構えやその存在意義についてもご示唆をいただき、今後の糧となる豊かな経験を積ませて頂きました。

新事務所でもこれまで培ってきた経験を活かし、依頼者の皆様のニーズに迅速かつ適切に対応できるよう、日々研鑽を積み重ねて邁進して参る所存です。

新事務所の菅野修先生と高橋修平先生には古くからのご縁もあり、今後も高橋修平法律事務所とは緊密に連携・協力体制を取らせていただくこととなりました。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、テレワークや裁判手続のIT化など弁護士の働き方も大いに変容したことから、引き続き仙台・東京をはじめとする全国の案件にも取り組んで参ります。

皆様におかれましては、今後とも引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。まずは略儀ながら、書中にてご挨拶申し上げます。

敬 具

令和5年4月吉日

弁護士 林 健太

mail : k-hayashi@bansui-office.com

謹啓 陽春の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

当事務所は、本年4月をもって事務所設立20年となりますが、このたび、新たに林健太弁護士を迎え入れることとなりました。

林弁護士は、高橋修平法律事務所において、企業法務、事業再生案件、訴訟事件等の経験を積み、当事務所としても、林弁護士の加入によって一層充実したリーガルサービスを提供し、クライアントの皆様にご満足頂けるよう邁進する所存でおります。

弁護士高橋修平先生には、弁護士登録時より約24年間、事業再生案件を始めとして、公私ともに大変お世話になっており、このたびのご縁を大変嬉しく、また心強く感じております。

どうか皆様におかれましては、林弁護士ともども、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い致します。

謹 白

令和5年4月吉日

晩翠法律事務所

代表弁護士 菅野 修

宮城県仙台市青葉区大町1丁目2番16号

大町カープビル3階 (〒980-0804)

TEL 022-215-6611

FAX 022-215-6612

mail : kanno@bansui-office.com